

江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号）第3条の基本理念を踏まえ、公平かつ公正な落札候補者の選定過程を確保するため、江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号）により設置した江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、江戸川区長（以下「区長」という。）の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 江戸川区新庁舎建設工事の発注方法
- (2) 江戸川区新庁舎建設工事の入札に参加する者に必要な資格
- (3) 江戸川区新庁舎建設工事の入札における落札者決定基準
- (4) 江戸川区新庁舎建設工事の入札における落札候補者の選定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員で組織する。

- 2 委員会の委員は、江戸川区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第5条 会議は、非公開とする。ただし、議事の要旨については、速やかに公表する。

- 2 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、当該答申の内容を公表する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部用地経理課契約係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。